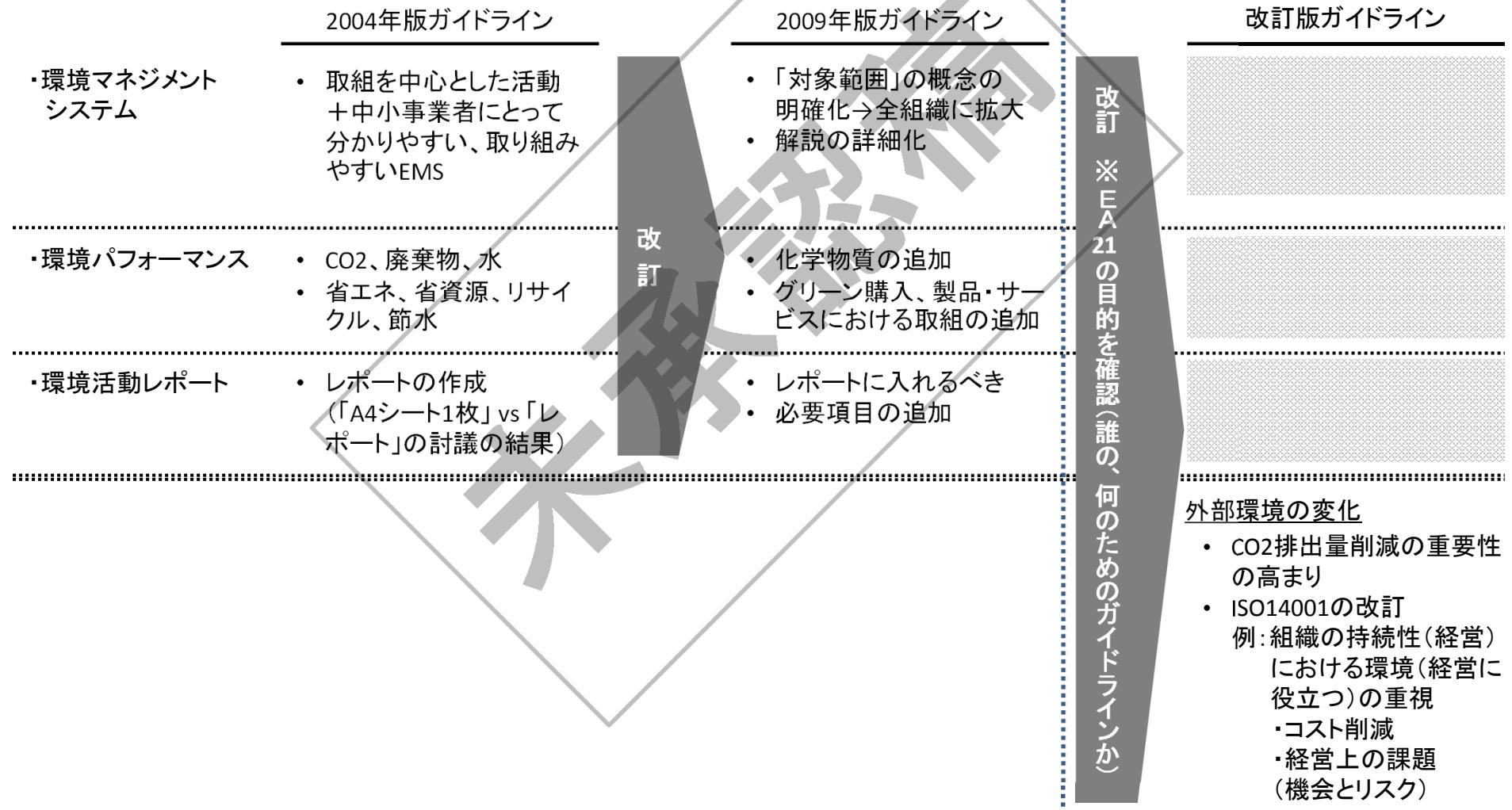


エコアクション21ガイドライン改訂の基本的な 方向性【各論】(案)-1 (2015年7月現在)

■これまでの経緯と今後の改訂の方向性について

事業者によるEA21における取組レベル・範囲



エコアクション21ガイドライン改訂の基本的な 方向性【各論】(案)-2 (2015年7月現在)

作業部会の目的及び役割

- ・ 基本的方向性の決定
- ・ 分科会にて担当する検討事項の整理、検討結果の承認
- ・ 骨子の策定

課題

1. 改訂の方向性 – 現行ガイドラインと審査及び判定の手引きの構成における基本的な方向性^{*1}
2. ガイドラインにおける要求事項の整理^{*2}
3. 改訂版ISO14001 等との比較・検討
4. 各分科会での検討事項の整理

討議の方向性

1. 現行ガイドラインと審査及び判定の手引き(中央事務局策定)の文書の方向性や構成のレビュー(誰のための、何のためのガイドラインか確認)
2. 要求事項の見直し・優先順位づけ
3. 経営活動(事業戦略・リスク管理)とのより強固なリンク
4. 検討結果の確認

*1: 現行ガイドラインの要求事項の構成を確認し、記載すべき文書・記載内容のレビューを実施

(例: 改訂版ガイドラインにおいては原則を提示。詳細及び例外的取扱いは、中央事務局が策定する「運用指針(仮称)」として、審査及び判定の手引きに記載等)

*2: 現行の要求事項(環境経営システム:13項目、環境活動レポート:2項目)の整理や、取組のスパイラルアップのための工夫の検討
(例: 重点を明示した、より取り組みやすいガイドラインの策定等)